

指定地域密着型介護老人福祉施設
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(淡路市指定第 2891600104 号)

当事業所は利用者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

① 事業者

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 千鳥会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県淡路市大町畑字丈尺597番地4 |
| (3) 電話番号及びFAX番号 | 電話番号 (0799) 62-5100
FAX番号 (0799) 62-5530 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 笠谷 享代 |
| (5) 設立年月日 | 平成4年 4月 1日 |

2. 施設の概要

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造 3階建 |
| (2) 建物の延べ床面積 | 3209.04㎡ |
| (3) 併設事業 | |
| 事業の種類 | 事業者指定名称 |
| 短期入所生活介護 | ほほえみ |
| 通所介護 | 千鳥会デイサービスセンター ほほえみ |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | ほほえみ |

(4) 施設の周辺環境

淡路島は古くから風光明媚な海と山に囲まれ、万葉の時代にはその美しさが詩歌にも歌われたほどです。また、淡路島の北東部に位置し、大阪湾に面し、温暖な気候で夏の海水浴はもちろんのこと、四季を通じて花の美しさを実感できるところにあります。

3. 利用施設

(1) 施設の種類

指定地域密着型介護老人福祉施設

指定年月日 平成24年 2月 15日

淡路市指定 第 2891600104 号

(2) 施設の目的

指定地域密着型介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

(3) 施設の名称 地域密着型特別養護老人ホーム ほほえみ

(4) 施設の所在地 兵庫県淡路市久留麻28番地41

交通機関

車でのご利用の場合 東浦ICから車で5分

バスをご利用の場合 淡路交通「東浦総合事務所前」から徒歩5分

高速バス乗り場「東浦バスターミナル」から徒歩10分

(5) 電話番号及びFAX番号 電話番号 (0799) - 74 - 3330

FAX番号 (0799) - 74 - 3331

(6) 施設長（管理者） 氏名 池田 英生

(7) 当施設の運営方針

○ 施設理念

1. 福祉はいつでも全ての人のために
1. 個人の尊厳の保持
1. 地域に貢献できる事業の提供
1. 社会資源の効果的な利用で自己実現を目指す
1. 専門性を高める教育・研修の充実

○ 基本方針

1. 地域福祉に関する機能や役割を担います。
1. 利用者に信頼されるよう高品質のサービスを目指します。
1. 利用者の主体的参加が得られるサービスメニューと展開を目指します。

○ 地域開放

淡路市社会福祉協議会を通じて、施設行事についてボランティアを要請、地域住民の参加を促しています。また、中・高校生については長期休暇中の体験学習や、保育所・小・中・高等学校との交流も積極的に行っています。

(8) 開設年月 平成24年 2月 15日

(9) 入所定員 29名「全3ユニット」（1ユニット10名、一部9名）

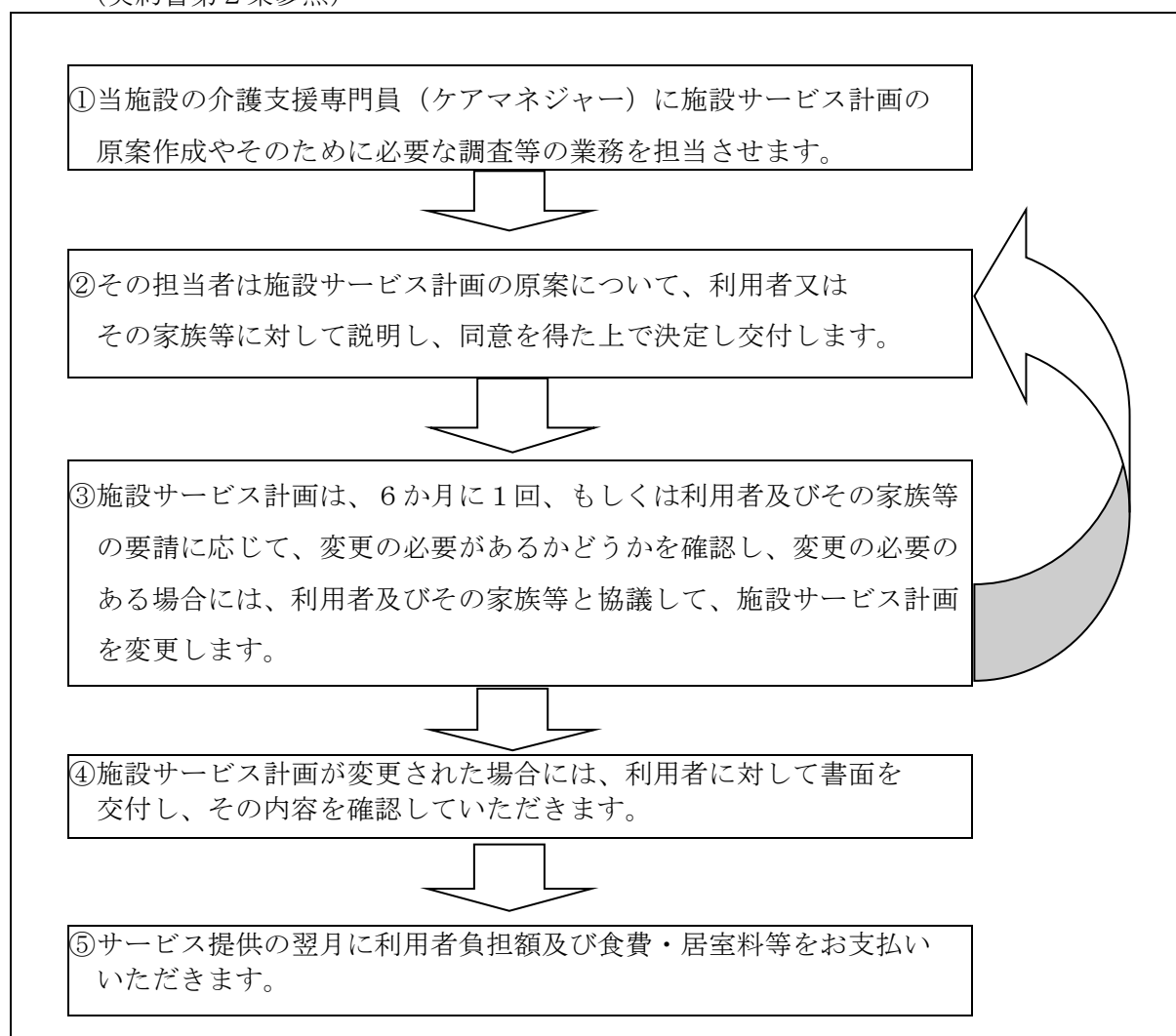
4. 施設利用対象者

- (1) 当施設に入所できるのは、原則として淡路市の被保険者、且つ淡路市内に在住の方で介護保険制度における要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。
ただし、「要介護1」「要介護2」の方は、特例入所の要件に該当する必要があります。
また、入所時において「要介護」の認定を受けておられる入所者であっても、将来「要介護」認定者でなくなった場合には、退所していただくことになります。
- (2) 入所契約の締結前に感染症等に関する健康診断を自費で受けて頂き、その診断書の提出をお願いします。入院加療を要する病状や感染症を有し、他の利用者に重大な影響を与える恐れがあるようなやむを得ない場合には、治癒するまでは入所を延期する場合があります。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

（契約書第2条参照）



6. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備を用意しています。

居室・設備の種類	室 数	備考
個室	29室	一人当たり面積14.70～17.11㎡。
合計	29室	
交流室	2	2ユニットに1箇所
介護職員室	2	2ユニットに1箇所
共同生活室	4	各ユニットに1箇所
浴 室	5	個別浴槽（各ユニットに1箇所） 特殊浴槽（フロアに1箇所）
医務室	1	フロアに1箇所

☆ 居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項（※トイレの場所〈居室内、居室外〉等）

トイレの場所（居室外）

洗面台（居室内）

☆ 居室に係る料金は以下の通りとします。

居室	居住費
ユニット型個室	2,066円

7. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人員	指定基準
1. 施設長（管理者）	1 名	1 名
2. 生活相談員	1 名	1 名
3. 介護職員	13名 以上	13 名
4. 看護職員	3 名	1 名
5. 機能訓練指導員 （看護職員と兼務）	1 名	1 名
6. 介護支援専門員 （生活相談員と兼務）	1 名	1 名
7. 医師（嘱託医）	1 名	1 名
8. 栄養士	1 名	1 名

【常勤換算】

職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週４０時間）で除した数です。

（例）週８時間勤務の介護職員が５名いる場合、常勤換算では「１名」となります。

（８時間×５名÷４０時間＝１名）

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
１．医師（嘱託医）	毎週（木曜日）１４：００～１６：００
２．生活相談員	日勤：８：３０～１７：３０
３．介護職員	早出：７：００～１６：００／８：００～１７：００ 日勤：８：３０～１７：３０／９：００～１８：００ 遅出：１０：３０～１９：３０／１１：００～２０：００ 準夜：１３：００～２２：００／１４：００～２３：００ 夜勤：２３：００～８：００／２２：００～７：００
４．看護職員	早出：７：３０～１６：３０ 日勤：８：３０～１７：３０ 遅出：９：３０～１８：３０
５．機能訓練指導員	日勤：１４：００～１６：００
６．介護支援専門員	日勤：８：３０～１７：３０

☆曜日により上記と異なる場合があります。

〈配置職員の職種〉

生活相談員	…利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護職員	…利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
看護職員	…主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
栄養士	…栄養ケアマネジメントに基づいて個々の食事の栄養管理を行います。
介護支援専門員	…利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
医 師	…利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
機能訓練指導員	…利用者の機能訓練を担当します。

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- 1 利用料金が介護保険から給付される場合
- 2 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事（但し、食費は別途いただきます。）

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・管理栄養士を中心に各職種が共同して、利用者ごとに栄養状態をアセスメントし、栄養ケア計画を作成、管理、評価を行っています。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）	朝食	8：00	～
	昼食	12：00	～
	夕食	18：00	～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・個別浴槽を各ユニットに設けておりますので、介助を必要な方でも身体的に可能な方はゆっくり入っていただけます。
- ・寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・利用者の排泄のリズムに合わせた排泄介助を心がけます。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤栄養管理

- ・利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう各利用者の状態に応じた栄養管理を行います。

⑥口腔衛生の管理

- ・利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を行います。

⑦健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ・嘱託医は、東浦平成病院の鈴記聖子医師になります。

⑧相談及び援助

- ・利用者及びそのご家族からの相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

⑨その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、利用者の身体状況を考慮しながら可能な限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑩看取り介護

- ・医師が終末期にあると判断したご利用者についてご利用者又はご家族等の同意を得ながら、医師、看護師、介護職員等が共同し看取り介護を行います。

⑪定例行事及び全員参加するレクリエーション

- ・利用者の希望により、職員によるレクリエーション活動に参加して頂くことができます。
- ・毎年、敬老会、クリスマス会等の行事を予定しています。

〈サービス利用料金（１日あたり）〉（契約書第６条参照）

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食費の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。） 別紙１ 参照

サービス利用料金表

別紙 1

《個室》1日当たり 【1割負担の場合】

利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
サービス利用料金	6,820 円	7,530 円	8,280 円	9,010 円	9,710 円
栄養マネジメント強化加算	110 円	110 円	110 円	110 円	110 円
夜勤職員配置加算 (Ⅱ)	460 円	460 円	460 円	460 円	460 円
看護体制加算 (Ⅰ) イ	120 円	120 円	120 円	120 円	120 円
看護体制加算 (Ⅱ)	230 円	230 円	230 円	230 円	230 円
日常生活継続支援加算	460 円	460 円	460 円	460 円	460 円
①小 計	8,200 円	8,910 円	9,660 円	10,390 円	11,090 円
②うち、介護保険から 給付される金額 (①の 90 %)	(7,380 円)	(8,019 円)	(8,694 円)	(9,351 円)	(9,981 円)
③サービス利用に係る 自己負担額 (①-②) (①の 10 %)	(820 円)	(891 円)	(966 円)	(1,039 円)	(1,109 円)
④居 住 費	2,066 円				
⑤食費	1,700 円				
⑥自己負担額合計 (③+④+⑤)	(4,586 円)	(4,657 円)	(4,732 円)	(4,805 円)	(4,875 円)

☆上記の料金表の他に、以下の加算についての料金を別途頂きます。

【⑦科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)】 <計算方法> 40 円/月

【⑧生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)】 <計算方法> 10 円/月

【⑨協力医療機関連携加算】 <計算方法> 50 円/月

【⑩褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ) 又は、⑪褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)】

<計算方法> 3 円/月 又は、 13 円/月

【⑫高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)】 <計算方法> 10 円/月

【⑬高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)】 <計算方法> 5 円/月

【⑭介護職員処遇改善加算 I ロ】 <計算方法> 毎月・総合計単位数×17.6%

☆詳細については、毎月の請求書内にて通知させていただきます。

《個室》1日当たり【2割負担の場合】

利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
サービス利用料金	6,820 円	7,530 円	8,280 円	9,010 円	9,710 円
栄養マネジメント強化加算	110 円	110 円	110 円	110 円	110 円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	460 円	460 円	460 円	460 円	460 円
看護体制加算（Ⅰ）イ	120 円	120 円	120 円	120 円	120 円
看護体制加算（Ⅱ）	230 円	230 円	230 円	230 円	230 円
日常生活継続支援加算	460 円	460 円	460 円	460 円	460 円
①小 計	8,200 円	8,910 円	9,660 円	10,390 円	11,090 円
②うち、介護保険から 給付される金額 （①の 80 %）	(6,560 円)	(7,128 円)	(7,728 円)	(8,312 円)	(8,872 円)
③サービス利用に係る 自己負担額（①-②） （①の 20 %）	(1,640 円)	(1,782 円)	(1,932 円)	(2,078 円)	(2,218 円)
④居 住 費	2,066 円				
⑤食費	1,700 円				
⑥自己負担額合計 （③+④+⑤）	(5,406 円)	(5,548 円)	(5,698 円)	(5,844 円)	(5,984 円)

☆上記の料金表の他に、以下の加算についての料金を別途頂きます。

【⑦科学的介護推進体制加算（Ⅰ）】 <計算方法> 80 円/月

【⑧生産性向上推進体制加算（Ⅱ）】 <計算方法> 20 円/月

【⑨協力医療機関連携加算】 <計算方法> 100 円/月

【⑩褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）又は、⑪褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）】

<計算方法> 6 円/月 又は、 26 円/月

【⑫高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）】 <計算方法> 20 円/月

【⑬高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）】 <計算方法> 10 円/月

【⑭介護職員処遇改善加算 I ロ】 <計算方法> 毎月・総合計単位数×35.2%

☆詳細については、毎月の請求書内にて通知させていただきます。

《個室》 1 日当たり 【3 割負担の場合】

利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
サービス利用料金	6,820 円	7,530 円	8,280 円	9,010 円	9,710 円
栄養マネジメント強化加算	110 円	110 円	110 円	110 円	110 円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	460 円	460 円	460 円	460 円	460 円
看護体制加算（Ⅰ）イ	120 円	120 円	120 円	120 円	120 円
看護体制加算（Ⅱ）	230 円	230 円	230 円	230 円	230 円
日常生活継続支援加算	460 円	460 円	460 円	460 円	460 円
①小 計	8,200 円	8,910 円	9,660 円	10,390 円	11,090 円
②うち、介護保険から 給付される金額 (①の 70 %)	(5,740 円)	(6,237 円)	(6,762 円)	(7,273 円)	(7,763 円)
③サービス利用に係る 自己負担額 (①-②) (①の 30 %)	(2,460 円)	(2,673 円)	(2,898 円)	(3,117 円)	(3,327 円)
④居 住 費	2,066 円				
⑤食費	1,700 円				
⑥自己負担額合計 (③+④+⑤)	(6,226 円)	(6,439 円)	(6,664 円)	(6,883 円)	(7,093 円)

☆上記の料金表の他に、以下の加算についての料金を別途頂きます。

【⑦科学的介護推進体制加算（Ⅰ）】 <計算方法> 120 円/月

【⑧生産性向上推進体制加算（Ⅱ）】 <計算方法> 30 円/月

【⑨協力医療機関連携加算】 <計算方法> 150 円/月

【⑩褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）又は、⑪褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）】

<計算方法> 9 円/月 又は、 39 円/月

【⑫高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）】 <計算方法> 30 円/月

【⑬高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）】 <計算方法> 15 円/月

【⑭介護職員処遇改善加算 I ロ】 <計算方法> 毎月・総合計単位数×52.8%

☆詳細については、毎月の請求書内にて通知させていただきます。

☆なお、保険者（淡路市）への申請により介護保険負担限度額の認定を受けている方は、所得に応じて利用者負担の軽減措置がありますので、実際に負担していただく額は、以下の表のとおりとなります。

《個室》１日当たり【利用者負担 第１段階の場合】

利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
サービス利用料金	6,820 円	7,530 円	8,280 円	9,010 円	9,710 円
栄養マネジメント強化加算	110 円	110 円	110 円	110 円	110 円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	460 円	460 円	460 円	460 円	460 円
看護体制加算（Ⅰ）イ	120 円	120 円	120 円	120 円	120 円
看護体制加算（Ⅱ）	230 円	230 円	230 円	230 円	230 円
日常生活継続支援加算	460 円	460 円	460 円	460 円	460 円
①小 計	8,200 円	8,910 円	9,660 円	10,390 円	11,090 円
②うち、介護保険から 給付される金額 (①の 90 %)	(7,380 円)	(8,019 円)	(8,694 円)	(9,351 円)	(9,981 円)
③サービス利用に係る 自己負担額（1-2） (①の 10 %)	(820 円)	(891 円)	(966 円)	(1,039 円)	(1,109 円)
④居 住 費	880 円				
⑤食費	300 円				
⑥自己負担額合計 (③+④+⑤)	(2,000 円)	(2,071 円)	(2,146 円)	(2,219 円)	(2,289 円)

☆上記の料金表の他に、以下の加算についての料金を別途頂きます。

【⑦科学的介護推進体制加算（Ⅰ）】 ＜計算方法＞ 40 円/月

【⑧生産性向上推進体制加算（Ⅱ）】 ＜計算方法＞ 10 円/月

【⑨協力医療機関連携加算】 ＜計算方法＞ 50 円/月

【⑩褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）又は、⑪褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）】

＜計算方法＞ 3 円/月 又は、 13 円/月

【⑫高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）】 ＜計算方法＞ 10 円/月

【⑬高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）】 ＜計算方法＞ 5 円/月

【⑭介護職員処遇改善加算 I ロ】 ＜計算方法＞ 毎月・総合計単位数×17.6%

*詳細については、毎月の請求書内にて通知させていただきます。

《個室》 1 日当たり【利用者負担 第 2 段階の場合】

利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
サービス利用料金	6,820 円	7,530 円	8,280 円	9,010 円	9,710 円
栄養マネジメント強化加算	110 円	110 円	110 円	110 円	110 円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	460 円	460 円	460 円	460 円	460 円
看護体制加算（Ⅰ）イ	120 円	120 円	120 円	120 円	120 円
看護体制加算（Ⅱ）	230 円	230 円	230 円	230 円	230 円
日常生活継続支援加算	460 円	460 円	460 円	460 円	460 円
①小 計	8,200 円	8,910 円	9,660 円	10,390 円	11,090 円
②うち、介護保険から 給付される金額 (①の 90 %)	(7,380 円)	(8,019 円)	(8,694 円)	(9,351 円)	(9,981 円)
③サービス利用に係る 自己負担額（1-2） (①の 10 %)	(820 円)	(891 円)	(966 円)	(1,039 円)	(1,109 円)
④居 住 費	880 円				
⑤食費	390 円				
⑥自己負担額合計 (③+④+⑤)	(2,090 円)	(2,161 円)	(2,236 円)	(2,309 円)	(2,379 円)

☆上記の料金表の他に、以下の加算についての料金を別途頂きます。

【⑦科学的介護推進体制加算（Ⅰ）】 <計算方法> 40 円/月

【⑧生産性向上推進体制加算（Ⅱ）】 <計算方法> 10 円/月

【⑨協力医療機関連携加算】 <計算方法> 50 円/月

【⑩褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）又は、⑪褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）】

<計算方法> 3 円/月 又は、 13 円/月

【⑫高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）】 <計算方法> 10 円/月

【⑬高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）】 <計算方法> 5 円/月

【⑭介護職員処遇改善加算 I ロ】 <計算方法> 毎月・総合計単位数×17.6%

*詳細については、毎月の請求書内にて通知させていただきます。

《個室》 1 日当たり【利用者負担 第 3 段階－①の場合】

利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
サービス利用料金	6,820 円	7,530 円	8,280 円	9,010 円	9,710 円
栄養マネジメント強化加算	110 円	110 円	110 円	110 円	110 円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	460 円	460 円	460 円	460 円	460 円
看護体制加算（Ⅰ）イ	120 円	120 円	120 円	120 円	120 円
看護体制加算（Ⅱ）	230 円	230 円	230 円	230 円	230 円
日常生活継続支援加算	460 円	460 円	460 円	460 円	460 円
①小 計	8,200 円	8,910 円	9,660 円	10,390 円	11,090 円
②うち、介護保険から 給付される金額 （①の 90 %）	(7,380 円)	(8,019 円)	(8,694 円)	(9,351 円)	(9,981 円)
③サービス利用に係る 自己負担額（1-2） （①の 10 %）	(820 円)	(891 円)	(966 円)	(1,039 円)	(1,109 円)
④居 住 費	1,370 円				
⑤食費	680 円				
⑥自己負担額合計 （③＋④＋⑤）	(2,870 円)	(2,941 円)	(3,016 円)	(3,089 円)	(3,159 円)

☆上記の料金表の他に、以下の加算についての料金を別途頂きます。

【⑦科学的介護推進体制加算（Ⅰ）】 ＜計算方法＞ 40 円/月

【⑧生産性向上推進体制加算（Ⅱ）】 ＜計算方法＞ 10 円/月

【⑨協力医療機関連携加算】 ＜計算方法＞ 50 円/月

【⑩褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）又は、⑪褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）】

＜計算方法＞ 3 円/月 又は、 13 円/月

【⑫高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）】 ＜計算方法＞ 10 円/月

【⑬高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）】 ＜計算方法＞ 5 円/月

【⑭介護職員処遇改善加算 I ロ】 ＜計算方法＞ 毎月・総合計単位数×17.6%

*詳細については、毎月の請求書内にて通知させていただきます。

《個室》１日当たり【利用者負担 第３段階－②の場合】

利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
サービス利用料金	6,820 円	7,530 円	8,280 円	9,010 円	9,710 円
栄養マネジメント強化加算	110 円	110 円	110 円	110 円	110 円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	460 円	460 円	460 円	460 円	460 円
看護体制加算（Ⅰ）イ	120 円	120 円	120 円	120 円	120 円
看護体制加算（Ⅱ）	230 円	230 円	230 円	230 円	230 円
日常生活継続支援加算	460 円	460 円	460 円	460 円	460 円
①小 計	8,200 円	8,910 円	9,660 円	10,390 円	11,090 円
②うち、介護保険から 給付される金額 (①の 90 %)	(7,380 円)	(8,019 円)	(8,694 円)	(9,351 円)	(9,981 円)
③サービス利用に係る 自己負担額（1-2） (①の 10 %)	(820 円)	(891 円)	(966 円)	(1,039 円)	(1,109 円)
④居 住 費	1,470 円				
⑤ 食費	1,420 円				
⑥自己負担額合計 (③+④+⑤)	(3,710 円)	(3,781 円)	(3,856 円)	(3,929 円)	(3,999 円)

☆上記の料金表の他に、以下の加算についての料金を別途頂きます。

【⑦科学的介護推進体制加算（Ⅰ）】 ＜計算方法＞ 40 円/月

【⑧生産性向上推進体制加算（Ⅱ）】 ＜計算方法＞ 10 円/月

【⑨協力医療機関連携加算】 ＜計算方法＞ 50 円/月

【⑩褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）又は、⑪褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）】

＜計算方法＞ 3 円/月 又は、 13 円/月

【⑫高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）】 ＜計算方法＞ 10 円/月

【⑬高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）】 ＜計算方法＞ 5 円/月

【⑭介護職員処遇改善加算 I ロ】 ＜計算方法＞ 毎月・総合計単位数×17.6%

*詳細については、毎月の請求書内にて通知させていただきます。

☆介護保険負担割合について

○2割負担対象者は、65歳以上の方で合計所得金額が160万円以上の方です。

ただし、「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身世帯で280万円、65歳以上の方が2人以上の世帯で合計346万円未満の場合は1割負担となります。

○3割負担対象者は、65歳以上の方で合計所得金額が220万円以上の方です。

ただし、合計所得金額が220万円以上であっても、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で340万円、2人以上の世帯で合計463万円未満の場合は2割負担又は1割負担となります。

☆利用者負担額の段階について

○利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。

○利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは淡路市が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が淡路市に申請し、淡路市より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人福祉施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと一旦「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）

○利用者負担が第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、次のような方です。

負担段階	所 得 の 状 況		預貯金等の資産の状況
第 1 段階	生 活 保 護 受 給 者		要件なし
	世帯全員が 住民税非課税	老齢福祉年金受給者	単身：1.000 万円以下 夫婦：2.000 万円以下
前年の合計所得金額＋年金 収入額が8 0 万円以下		単身： 650 万円以下	
		夫婦：1.650 万円以下	
前年の合計所得金額＋年金収入 額が8 0 万円超1 2 0 万円以下		単身： 550 万円以下	
		夫婦：1.550 万円以下	
前年の合計所得金額＋年金収入 額が1 2 0 万円超		単身： 550 万円以下	
		夫婦：1.500 万円以下	
第 4 段階		第 1 段階～第 3 段階に該当しない方	

加算表 1日分：1割負担の料金を記載

項目	単位（円）	内容
経口移行加算	28円/日	経管摂取の利用者で再度経口摂取を行う為に医師や専門職等が連携し計画書の作成、実施を行った場合に算定。

経口維持加算Ⅰ	400円 (月単位)	認知機能や摂食嚥下機能の低下により食事の経口摂取が困難となった場合でも口から食べる楽しみを得られるように多職種共同での支援の充実と促進を図ることを目的とする加算。また、協力歯科医療機関を定め、歯科医師が食事摂取を支援する為の観察、会議等に加わった場合はⅡも算定可。
経口維持加算Ⅱ	100円 (月単位)	
療養食加算	6円/日	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合に算定。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円 (月単位)	①利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減の方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。③1年以内毎に1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行っている。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円 (月単位)	①生産性向上推進体制加算(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。②見守り機器等のテクノロジーを複数導入している。③1年以内毎に1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行っている。④職員間の適切な役割分担の取組を行っている。
協力医療機関連携加算	50円 (月単位)	協力医療機関との間で入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行うことを評価する。①入居者等の病状が急変した場合、医師又は看護師が相談対応を行う体制を常時確保している。②施設からの診療の求めがあった場合、診療を行う体制を常時確保している。③入院を要すると認められた入居者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円 (月単位)	上記要件に加え、口腔衛生等の管理計画内容等の情報を提出し、必要な情報を活用している場合に算定。
看護体制加算Ⅰ	12円/日	常勤の看護師を1名以上配置した場合に算定。
看護体制加算Ⅱ	23円/日	看護職員を常勤換算で2名以上配置し、病院・診療所もしくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保できている場合に算定。
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46円/日	6～12か月前の新規入所者総数のうち、要介護4～5の入所者の割合が70%以上、又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者の割合が全入所者の65%以上、又はたんの吸引等が必要な利用者の占める割合が入所者の15パーセント以上であり、介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1名以上配置している場合に算定。
初期加算	30円/日	新規入所、もしくは30日を越えて入院した後に施設に戻った場合には最初の30日間分については、初期加算分として1日あたり30円の負担となる。また、退所前後の指導や退所時の相談援助の場合には、自己負担額の加算がある。
外泊時加算	246円/日	病院・診療所に入院又は居宅への外泊した場合、月6日を限度として加算。ただし、月をまたぐ場合には最大12日間算定。

介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数に 14%を乗じた単位数	介護職員の人材確保を更に推し進め、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年6月以降、処遇改善に係る加算の一本化と加算率の引上げを行う。
夜勤職員配置加算Ⅱ	46円/日	基準を上回る夜勤職員の配置を行った場合に算定。
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円/月	褥瘡リスクについての評価結果を提出し、ケア計画を作成し褥瘡管理を実施、記録した場合に算定。
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13円/月	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の要件を満たし、褥瘡のリスクがある入所者について褥瘡の発生が無い場合に算定。
安全対策体制加算	20円/入所時	研修を受けた担当者と安全対策部門を設置し、安全対策を実施する体制が整備されている場合に算定。
栄養マネジメント強化加算	11円/日	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し栄養ケア計画に従い食事の観察を行い食事の調整等を行い情報の提出、活用した場合に算定。
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40円/月	入所者の心身の状況等に係る情報を収集しサービス計画を見直し、必要な情報を活かしている場合に算定。
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50円/月	入所者の心身状況等に係る情報を収集、提出し必要に応じて計画を見直し必要な情報を活用している場合に算定。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10円/月	第二種協定指定医療機関等の中で新興感染症の発生時等の対応を行う体制確保し、感染症発生時等の対応を取り決め、連携し対応している。また、医療機関が行う院内感染対策に関する研修、又は訓練に1年に1回以上参加している。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5円/月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。
配置医師緊急時対応加算 （早朝・夜間） （深夜）	6,500円/回 13,000円/回	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合に算定。
看取り介護加算（Ⅰ）	死亡日45日前～ 死亡当日：72～ 1,280円/日	常勤の看護師を1名以上配置し、病院の看護職員と24時間連絡できる体制があり、個室や静養室を確保している。看取りの指針を定め、内容説明と同意を得ている。医師、看護、介護、ケアマネジャー、生活相談員、その他の職種と適宜指針の見直しと職員研修を実施している。
看取り介護加算（Ⅱ）	死亡日45日前～ 死亡当日：72～ 1,580円/日	看取り介護加算（Ⅰ）の条件を満たし、「配置医師緊急時対応加算」が取得できる体制、届出を行っており、看護体制加算（Ⅱ）を算定している。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻す手続きをとっていただくことになります（償還払い）。

償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆一時外泊について（契約書第23条参照）は外泊期間中、全食とらない日数分の食事に係る負担額は利用料金から差引きます。但し、その間の居住費につきましては、負担額は、お支払いいただきます。

☆利用者に介護保険料の未納がある場合には自己負担額については上表と異なることがあります。

☆ひょうご福祉サービス総合補償制度という損害保険に加入しております。また、損害保険の補償内容等事務所にて閲覧する事が出来ます。

☆非常災害時の対応については、火災・風水害・地震等の災害に対処するための計画を策定し、年2回以上の訓練を実施し地域住民の参加も得られるよう連携に努めます。天災その他の災害が発生した場合には、職員はご利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連絡方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執ります。非常火災時には別途定める消防計画に沿って対応を行います。

☆介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉の資格を有さない無資格者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じます。

☆安全対策体制については、外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置と組織的に安全対策を実施する体制と事故発生防止のための指針を整備し、委員会の開催、研修を定期的実施します。

☆重要事項説明書の内容が変更された場合は、事前にご家族の方に連絡いたします。また、変更する1ヶ月前に通知し変更のあった部分について書面にて説明、同意いただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①居住費：利用者が利用するユニット型個室を提供します。

＊利用料金：1日あたり2,066円

②食事代：利用者の栄養状態に適した食事を提供します。

＊利用料金：1日あたり1,600円（当日、欠食の場合でも利用者の負担となります。）

③特別な食事の提供：利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：特別な食事のために要した追加の費用

④理髪・美容

理容師の出張による理髪サービスを利用いただけます。利用料金は実費となります。

⑤貴重品の管理

利用者の希望で、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続の概要は以下の通りです。

- ・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・ 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを年間4回利用者へ交付します。

○ 利用料金：1か月当たり 1,000円

⑥レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望で、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：利用者の趣味的活動に関し当施設が提供する材料代等や、希望者を募り実施する旅行代等に係る費用については、実費をいただきます。

1月	新年会・初詣	7月	七夕祭り
2月	節分（豆まき）	8月	納涼祭
3月	ひなまつり	9月	敬老会
4月	花見	10月	秋祭り
5月	散策（日帰り旅行）	11月	自由祭
6月	自由祭	12月	クリスマス会・もちつき大会
*上記の行事以外にも、各学校の訪問・婦人会の訪問、老人会の訪問等あります。 *各行事を行うにあたっては、必ず利用者の希望を聞いております。 *自由祭とは、利用者と相談しながら行事を決め楽しむことを目的とする。			

⑥ 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には実費相当分として下記の金額をご負担いただきます。1枚につき10円（但しA3は20円）

⑧日常生活

日常生活用品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

衣服、スリッパ、歯ブラシ等、日常生活用品の購入を代行いたします。

費用としては、代金の実費をいただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑨利用者の移送に係る費用

外泊時等の移送サービスを行います。ご利用毎に距離・所要時間等を勘定して算出した金額。

⑩契約書第21条に定める所定の料金

利用者が、本来の契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

（1日あたり居住費・食費も含む）

利用者の 要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料 金	10,486円	11,196円	11,946円	12,676円	13,376円

利用者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合 10,486円

（1日あたり居住費・食費も含む）

なお、この期間中において、介護保険による給付があった場合には、上記の表により計算した金額からこの介護保険給付額を控除することといたします。

(3)利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記1、2の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金支払
イ．下記指定口座への振り込み 淡路信用金庫（1691） 仮屋支店（005） 普通預金 口座番号 0294891 口座名義 社会福祉法人 千鳥会
ウ．指定金融機関口座開設による引き落とし （この場合、通帳、印鑑を預からせて頂くことになります）

(4)入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①嘱託医 及び 協力医療機関

病院の名称	医療法人社団 淡路平成会 東浦平成病院 鈴記聖子医師
所在地	兵庫県淡路市久留麻 1867 番地
診療科	総合診療科、循環器科、フレイル専門外来、消化器外科、後遺症専門外来、脳神経外科、脳神経内科、整形外科、小児科、耳鼻咽喉科、皮膚科、リハビリテーション科

②協力医療機関

病院の名称	社会福祉法人 聖隷福祉事業団 聖隷淡路病院
所在地	兵庫県淡路市夢舞台 1－1
診療科	救急・総合診療科、内科、心療内科、循環器内科、外科、リハビリ科、呼吸器内科、産婦人科、整形外科、脳神経外科、

③協力歯科医療機関

医療機関の名称	もりもと歯科
所在地	兵庫県淡路市久留麻 1907 北の街マンション2F

9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていませんので、継続してサービスを利用することができます。しかし、以下のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

①要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合

②2015年（平成27年）4月1日以降に入所された方については、要介護1・2であって、特例入所要件に該当しなくなった場合

＜特例入所の要件＞

- ・認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ・知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合

④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合

⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）

⑦事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間内であっても、利用者から当施設に退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

②施設の運営規定の変更に同意できない場合

③利用者が入院された場合

④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合

⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

*解約料の徴収 : 契約を解除する場合、解約料は徴収しません。

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。その場合には、利用者に対して 1 ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①利用者及びその身元引受人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合②利用者及びその身元引受人によるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ご利用者及びその身元引受人が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合④利用者及びその身元引受人の行動が他のご利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合⑤利用者が連続して 3 か月を越えて病院又は診療所に入院すると見込まれた場合もしくは入院した場合⑥利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設（介護医療院）に入院した場合⑦暴力団関係者による不当な行為の防止等に関する法律（兵庫県暴力団排除条例・兵庫県条例第 35 号）に基づき利用者及び身元引受人等が暴力団関係者又は、暴力団関係者との利害関係者であることが判明した場合、又は施設をその事務所その他の活動の拠点に供した場合⑧利用者またはその後家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又は セクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合 |
|---|

* 解約料の徴収 ： 契約を解除する場合、解約料は徴収しません。

☆利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 20 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 3 か月以内の入院の場合

当初から 3 か月以内の退院が見込まれて、実際に 3 か月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

しかし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合など、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

また、料金につきましては、入院の翌日から当該月 6 日間（当該入院が月をまたがる場合は最大 12 日間）の範囲内で、実際に入院した日数分で利用料金をご負担いただきます。

1 日あたり 246 円

（利用者の同意を得て、居室をショートステイ等に利用した場合にはこの料金は不要です。）

② 3 か月以内の退院が見込まれない場合

3 か月を越えて入院が見込まれる場合には、契約を解除する場合があります。

但し、契約を解除した場合であっても 3 か月以内に退院された場合には、再び当施設に入所できるよう努めます。しかし、当施設が満室の場合には、短期入所生活介護（ショートステイ）を利用できますように努めます。

③ 3 か月を越えて入院した場合

3 か月を越えて入院した場合には、契約を解除する場合があります。

この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

〈入院期間中の利用料金〉

入院の状況	施設利用料	居住費	食材料費
入院当日及び退院当日	通常料金	通常料金	通常料(※2)
入院翌日から6日間	246円	2,066円(※1)	不要
入院翌日から7日間以降	不要	2,066円	不要

(※1) 負担限度額認定証をお持ちの方は記載された額とします。

(※2) 入院当日及び退院当日における食材料費について、食事が提供されていない場合は費用を徴収しません。

上記の通り、入院期間中の利用料金については、自己負担分(居住費)をお支払いいただきます。但し、利用者が利用していたベッドを事業所の依頼により短期入所生活介護や緊急利用の方に借用した場合には、所定の利用料金をお支払いいただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助(契約書第19条参照)

利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- 病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 身元引受人(契約書第22条参照)

①契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。

②身元引受人には、これまで最も身近にいて、利用者のお世話をされてきたご家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。

③身元引受人は、利用者の利用料等の経済的な債務については、極度額60万円を限度としてその債務の履行義務を負うことになります。保証人が負担する債務の元本は、利用者又は保証人が死亡したときに確定するものとします。保証人の請求があった時は、事業者は、保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、ご利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

また、こればかりではなくご利用者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には当施設と協力・連携して退所後のご利用者の受入先を確保する等の責任を負うことになります。

④利用者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品(居室内に残置する日常生活品や身の回り品等であり、又高価品は除外します)の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。貴重品として、施設が預かっている物、並びに、金銭や預金通帳や有価証券その他高価品などは残置品には含まれず、相続手続に従って、その

処理を行うこととなります。

また、利用者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の残置品を利用者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。

これらの引取り等の処理にかかる費用については、利用者または身元引受人にご負担いただくこととなります。

⑤身元引受人が本契約存続中に死亡、破産もしくは辞退等した場合には、新たに身元引受人を立てるようにすると共に、前身元引受人との利用料などの経済的な債務等につき、新身元引受人は利用者とその履行の責任を負うものとします。

⑥身元引受人がご希望された場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等についてご通知させていただきます。

11. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。

②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、利用者から聴取、確認します。

③非常災害に関する具体的計画を策定し備えると共に、利用者に対して定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。感染症や災害が発生した場合でも、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的 to 実施します。感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。

④認知症についての理解を深め、利用者本人を主体とした介護を行うことで、その方の尊厳を守ります。介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者については、認知症介護基礎研修を受講されるために必要な措置を講じます。

⑤利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。やむを得ず行う場合は、利用者及び家族等へ説明し、その同意を得た上で、必要最小限の範囲で行うように努めると共に、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。

⑥虐待防止のための指針を整備し、虐待防止のための対策を定期的に検討していきます。また、担当者を置き、研修等を通じて職員に周知徹底を図ることで、利用者の人権を擁護します。

⑦利用者に対する褥瘡予防のため、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備します。

⑧利用者に対する感染症対策及び食中毒の発生やまん延を防ぐ為に委員会を設置し、感染予防に関する指針の作成や職員研修を行うと共に、感染症の発生が疑われる際は対応の手順に従い対応します。

⑨介護上の事故等の発生及び再発防止の為に、事故発生時の対応に関する指針を整備すると共に、事故報告を分析し、改善策を検討する委員会を設置し、職員への周知や研修会を開催して再発防止に努めます。上記の措置を適切に実施するための担当者を配置します。

- ⑩利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑪利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。但し、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
- ⑫利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑬事業者及びサービス従事者は、個人情報の保護に関する法律並びに「個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）」に基づき、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はそのご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。但し、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、利用者の円滑な退所のために援助を行なう際に情報提供を必要とする場合には、利用者の同意を得て行います。

12. 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、社会通念上危険な物は持ち込むことができません。

(2) 面会

面会時間（午前）9：30～11：00 /（午後）13：30～16：00

来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

なお、来訪される場合、必要以上の食べ物の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊（契約書第23条参照）

外出、外泊をされる場合は、2日前までにお申し出下さい。

葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になっても構いません。

但し、外泊については最長で月7日間とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出があった場合には、前記8.①（サービス利用料金表記載参照）に定める「食事に係る自己負担額」は徴収いたしません。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条・第11条参照）

①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

②故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

④当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすようなハラスメント、宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(7) 利用制限について

サービス利用時において、感染症を発症している場合は利用をお断りする場合があります。

13. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、利用者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

14. 損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

(1) 当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、利用者側に故意又は過失が認められる場合において、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときには、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

①利用者（その家族様、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

②利用者（その家族様、身元引受人等も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

③利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

④利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

15. 喀痰吸引の実施について

- ①吸引が必要になった場合には、看護職員又は認定特定行為業務従事者が吸引を行います。
(認定特定行為業務従事者とは、看護職員の指導のもと一定の研修を終了し、兵庫県より認定された者をいいます。)
- ②上記喀痰吸引が必要となった場合には、ご利用者またはその家族に説明を行い書面による同意を得た後、嘱託医より指示書を頂き実施します。
- ③胃瘻による経管栄養となった場合の管理等も、利用者又はその家族に説明を行い、書面による同意を得た後、嘱託医より指示書を頂き実施します。
- ④吸引等行っても症状の改善が見られない場合は救急搬送する場合があります。
- ⑤定期的に委員会等で検討し、適正に吸引や胃瘻の管理が行えているか見直しを行います。

16. 第三者評価の実施状況

実施した直近の年月日 : 2015年 1月 23日

評価機関 : 特定非営利活動法人 日本福祉文化研究センター

評価結果の開示状況 : WAM NET 福祉サービス第三者評価情報 参照

17. 苦情の受付について (契約書第 25 条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者 [生活相談員] 上野 成則

受 付 時 間 : 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

○苦情解決責任者 [施設長] 池田 英生

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付ける事が出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立ち会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 8:45～17:15 月～金
淡路市役所健康福祉部 長寿介護課介護保険係	所在地 淡路市生穂新島8番地 電話番号 (0799) 64-2511 FAX番号 (0799) 64-2529 受付時間 8:30～17:15 月～金

第三者委員名 川端 英樹	所 在 地 淡路市志筑 3111 番地 67 電 話 番 号 (0799) 62-3206 受 付 時 間 9:00~17:15 月~金
第三者委員名 仲野 和美	所 在 地 淡路市佐野 2023 番地 5 電 話 番 号 (0799) 65-0055 受 付 時 間 9:00~17:15 月~金

18. 地域との連携について

- ①運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図ります。
- ②指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

「地域密着型特別養護老人ホームほほえみ 重要事項説明書」同意書

西暦 年 月 日

指定地域密着型介護老人福祉施設での入所サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特別養護老人ホーム ほほえみ
説明者職名 生活相談員 氏名 上野 成則 印

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

『 契約者（利用者） 』

住所 _____

氏名 _____ 印

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

『 身元引受人（１） 』（署名代行者）

住所 _____

氏名 _____ 印

契約者との関係 _____

『 身元引受人（２） 』

住所 _____

氏名 _____ 印

契約者との続柄 _____